全国大会に係わる要領

第１条　全国大会を主管する支部および全国大会に出場するチームに関する事項を定める。

第２条　この規程において、使用する用語は、連盟規程、連盟規程細則において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

⑴　全国大会　天皇賜杯、高松宮賜杯、国スポ、東日本、西日本、中部日本、東（水戸市長旗）・西選手権大会、マスターズ、全日本シニア大会、少年大会、少年春季大会、中学女子大会、学童大会、ガールズトーナメントをいう。

第３条　全国大会を主管する支部は、次の事項を遵守して運営にあたらなければならない。

⑴　開閉会式は、同一球場で行う事を原則とする。

⑵　開会式の挨拶者は連盟会長、都道府県代表者、会場地市町村の代表者、主管支部長とし、特別の事情が生じた場合は、連盟の承認を必要とする。

⑶　開会式、監督会議（監督主将会議）の席上、祝電、役員の紹介等は一切行わない。

⑷　監督会議（監督主将会議）には、各会場の責任者、審判員責任者は必ず出席すること。

⑸　大会開催に関する詳細事項は、理事会が別に定める。

第４条　全国大会にチームを派遣する支部および代表権を得たチームは、次に定める事項を遵守しなければならない。また、所属支部は遺漏のないようチームに指導しなければならない。

２　都道府県支部またはブロックの代表権を得たチームは、所定の参加申込書用紙に記入のうえ、所属支部長（都道府県）に届け出る。

３　支部は、期日までに連盟および開催地実行委員会に提出しなければならな

いが、会場地の準備に協力し期日より早めに提出するよう努めること。なお、メール提出の場合は参加申込書の支部長印について省略できるものとし、提出にあたっては、連盟規程細則第７条第２項に従うこと。

4　宿舎の申し込みにあたっては、所定の用紙により開催地実行委員会に参加申込書と一緒に申し込むこと。

⑴　宿舎申込後、指定された宿舎をチームの自由意思によって、変更することは大会運営に支障を及ぼすことになるので、このようなことがないよう注意のこと。

⑵　変更によって生じた紛争や宿舎側に損失を与えた場合の賠償はチームの責任とする。

⑶　チーム自身で宿舎を決める場合は、宿舎名、住所、電話番号および旅程を開催地実行委員会に参加届と一緒に報告のこと。この場合、開催地の計画輸送から除外される。

5　大会に持参する代表旗は連盟規程細則第７条第４項の定めによる。

6　参加申込書提出後の選手の変更、追加、背番号の変更は認められないので、記載にあたっては細心の注意をすること。ただし国スポは別に定める。

7　監督会議（監督主将会議）には、ユニフォームを着用し、公認野球規則、競技者必携と筆記用具を持参して必ず出席のこと。欠席の場合は棄権とみなすこともある。また、会議で説明を受けた事項および決められた事はチーム全員に徹底させること。

8　健康保険証等これに準ずるものを必ず持参すること。

9　開会式には、参加申込書に記載の全員の参加が望ましいが、勤務等の都合で、参加できない者も試合には出場できる。ただし、その人員が 10 名以上でなければならない。また、少年部、学童部は、監督・コーチ、参加申込書に記載された選手全員参加のこと。

10　少年部および学童部は保護者の同意書を参加申込用紙と一緒に連盟に送る

こと。

11　参加料は、監督会議・監督主将会議で納入すること。なお、監督会議、監督主将会議が実施されない場合の納入方法は、別途開催地実行委員会より案内すること。

第５条　天皇賜杯大会に前年度優勝チームの推薦出場が認められているが、その構成員が 3 分の 1 以上の変更があった場合は、出場資格を失う。

第６条　この要領は、連盟規程、競技者規程および競技者規程細則に準ずる効力を有する。

第７条　この要領の改廃は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

この要領は、平成 15 年９月 24 日より施行する。

平成 18 年 12 月６日一部改定

平成 21 年 12 月４日一部改定

令和　４年　２月１日一部改定

連盟講習会等に関する内規

1　ブロック審判講習会（以下「講習会」という。）は、ブロック内の審判技術の普遍化と向上を図ることを目的として、毎年春または秋に実施する。

2　講習会は、ブロック内の各支部持ち回りで開催することを原則として、ブロックおよび開催支部の責任において実施すること。

3　講習会の受講者は、ブロック内の各支部における技術指導の適任者とする。

4　講師は、ブロック内の審判技術指導員の中から必要人数を審判技術指導員ブロック幹事（以下「ブロック幹事」という。）が選任する。なお、ブロッ

ク幹事は、現場の責任者となる。また、開催支部の審判技術指導員は全員講師として講習会の運営に協力する。

5　ブロック内の審判研修員は必ずブロック講習会に参加して受講しなければならない。

6　講習会には、連盟より技術委員を講師として派遣する。派遣された技術委員は講習会全般の指導とともに特に研修員の指導にあたる。

7　講習会に係わる費用は、連盟補助金およびブロックの負担金で賄うものとする。なお、受講者（研修員を含む）の旅費、宿泊費等は、所属支部負担を原則とする。また、連盟派遣の技術委員の旅費、宿泊費等は連盟が負担する。